

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 -)

(フリガナ) 名又は屋号

個人番号又は法人番号 (個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。)

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ 一連番号 翌年以降送付不要

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 個人番号カード 通知カード・運転免許証 身元確認 其他()

指 導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日)
の
場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	0 0 0	03
消費税額	②			06
控除過大調整税額	③			07
控除	④	控除対象仕入税額		08
税	⑤	返還等対価に係る税額		09
額	⑥	貸倒れに係る税額		10
	⑦	控除税額小計 (④+⑤+⑥)		11
	⑧	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		13
差引税額	⑨	(②+③-⑦)	0 0	15
中間納付税額	⑩		0 0	16
納付税額	⑪	(⑨-⑩)	0 0	17
中間納付還付税額	⑫	(⑩-⑨)	0 0	18
この申告書が修正申告である場合	⑬	既確定税額		19
	⑭	差引納付税額	0 0	20
課税売上割合	⑮	課税資産の譲渡等の対価の額		21
	⑯	資産の譲渡等の対価の額		22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰	控除不足還付税額		51
	⑱	差引税額	0 0	52
譲渡割額	⑲	還付額		53
納税額	⑳		0 0	54
中間納付譲渡割額	㉑		0 0	55
納付譲渡割額	㉒	(㉑-㉑)	0 0	56
中間納付還付譲渡割額	㉓	(㉑-㉑)	0 0	57
この申告書が修正申告である場合	㉔	既確定譲渡割額		58
	㉕	差引納付譲渡割額	0 0	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	⑳			60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式		41
	上記以外	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式		
		<input type="checkbox"/>	全額控除		

チェックポイント(1)
控除税額の計算方法は
この欄で確認してください。

還付金を受ける金融機関等

銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所

預金口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

※税務署整理欄

税理士署名押印 (電話番号 -)

- 税理士法第30条の書面提出有
- 税理士法第33条の2の書面提出有

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分	合計 F
課税売上額（税抜き）	①	(付表2-2の①X欄の金額) 円			
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④				※第一表の④欄へ ※付表2-2の④X欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦				※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の⑤X欄へ
課税売上割合（④ / ⑦）	⑧				[%] ※追加 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額)			
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額)	(⑩D欄×6.24/108)	(⑩E欄×7.8/110)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑫E欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)			
納税義務の免除を受けない（受ける） こととなった場合における消費税額 の調整（加算又は減算）額	⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)			
課税仕入れ等の税額の合計額 （⑩+⑫+⑬±⑭）	⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額)			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 （⑮の金額）	⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	(付表2-2の⑰X欄の金額)			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱	(付表2-2の⑱X欄の金額)			
個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額)			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額（⑱×④/⑦）	⑳	(付表2-2の⑳X欄の金額)			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑	(付表2-2の㉑X欄の金額)			
調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒	(付表2-2の㉒X欄の金額)			
控除対象仕入税額 〔(⑯、⑲又は⑳)の金額±㉑±㉒〕がプラスの時	㉓	(付表2-2の㉓X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ	
控除過大調整税額 〔(⑯、⑲又は⑳)の金額±㉑±㉒〕がマイナスの時	㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉕	(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ	

チェックポイント(2)
別紙概要の6(2)へ入力する数字は下記の④、⑦になります。

チェックポイント(3)
別紙概要にて、課税売上割合を切り捨てて計算(手入力)する場合には、電卓でこの枠の計算を行い、課税売上割合を切り捨てて計算し、確定申告をしているか確認してください。

注1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 ⑯及び⑱欄には、値引き、額戻し、割引きなど仕入対価の差引等の金額がある場合(仕入対価の差引等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。